

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 16 年 9 月 15 日

国立大学法人大阪大学総長

宮原 秀夫

調達機関番号 415 所在地番号 27

第 2 号

1 工事概要等

- (1) 品目分類番号 41、42、75、78
- (2) 事業名 大阪大学（吹田 1）研究棟改修
（工学部）施設整備等事業
- (3) 事業場所 大阪府吹田市山田丘 2 - 1 大
阪大学吹田団地構内
- (4) 事業概要 P F I 手法（改修：B T O 方式、
新営：B O T 方式）による工学部校舎の設計、
改修工事、新営工事、工事監理、維持管理及
び運営業務
- (5) 事業期間 契約締結の日の翌日から平成 31
年 3 月 31 日まで。

2 競争参加資格等

- (1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の者で構成

されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに対応窓口となること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明時において協力会社として明記すること。

(2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であり、かつ同規則第6条に定める資格を有する者で

あること。

会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、国立大学法人大阪大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けていない者であること。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社日建設計シビル、株式会社日建設計シビルが本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社日建設計、及びあずさ監査法人、東京青山・青木法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ここで、一定の者「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、

ア 資本面における関連

- a 当該一定の者の発行済株式総数の
100分の50を超える株式を保有している
者
 - b 当該一定の者に発行済株式総数の
100分の50を超える株式を保有されて
いる者
 - c 当該一定の者の出資総額の100分の
50を超える出資をしている者
 - d 当該一定の者に出資総額の100分の
50を超える出資をされている者
- イ 人事面における関連

当該一定の者において代表権を有する
役員が他の者において代表権を有する役
員を兼ねている場合における他の者であ
る。以下同様とする。

最近1年間の国税（法人税等）を滞納し
ていない者であること。

入札参加企業又は入札参加グループの構
成員及びそれらの協力会社のいずれかが、
他の入札参加企業又は入札参加グループの
構成員又はそれらの協力会社として参加し
ていない者であること。

本事業の審査委員会の委員が属する企業
又はその企業と資本面若しくは人事面にお

いて関連がある者でないこと。

(3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及びそれらの協力会社のうち設計、改修・新営、工事監理業務、維持管理及び運営の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合には、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、それぞれの者が担当する業務に関する全ての要件を満たすこととする。ただし、工事監理業務と改修・新営業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

設計業務に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において、平成 15・16 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和 25 年法律 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

オ 平成 6 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

a 鉄骨造、鉄筋コンクリート造地上 4 階建て延べ面積 2,000 m²以上の校舎又は研究施設又は類似する施設の新営工事

b 鉄筋コンクリート造地上 4 階建て延べ面積 3,000 m²以上の校舎又は研究施設又は類似する施設の全面的な改修及び耐震補強

改修・新営業務に当たる者は、次の

要件を満たすこと。

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、各工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点以上であること。

建築一式工事 1250点

電気工事 950点

管工事 950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及びそれらの協力会社が上記要件を満たす者であることを要す

るものとする。

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 3 年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 3 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

ウ 平成 6 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の基準を満たす各工事に対応した建設工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあつては、そのうちの 1 者が工事種類ごとの下記の施工実績を有すること。

a 鉄骨造、鉄筋コンクリート造地上 4 階建て延べ面積 2,000 m² 以上の校舎又は研究施設又は類似する施設の新営工事

b 鉄筋コンクリート造地上 4 階建て延

べ面積 3,000 m²以上の校舎又は研究施設又は類似する施設の全面的な改修及び耐震補強（ただし、建築工事以外を実施する者については、耐震補強の施工実績を有することを要しない。）

工 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有

する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。））、水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d 平成6年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（3）ウに掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあつては、監理技術者

資格者証を有する者であること。

工事監理業務に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア 上記(3) アに同じ。

イ 上記(3) イに同じ。

ウ 上記(3) ウに同じ。

エ 上記(3) エに同じ。

オ 平成6年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備、機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

a 鉄骨造、鉄筋コンクリート造地上4階建て延べ面積2,000㎡以上の校舎又は研究施設又は類似する施設の新営工事

b 鉄筋コンクリート造地上4階建て延べ面積3,000㎡以上の校舎又は研究施設又は類似する施設の全面的な改修及び耐震補強（ただし、建築工事以外の工事監理については、耐震補

強の監理実績を有することを要しない。)

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において平成16年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

ウ 平成6年度以降に、元請として下記に示す業務の基準を満たす建物に対応した維持管理業務に従事した実績を有する者であること。

a 鉄筋コンクリート造地上4階建て延べ面積3,000㎡以上の校舎又は研究施設又は類似する施設

なお、競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加者及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(指名停止等に該当する場合を除く。)は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及

び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提案書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒 565 - 0871 大阪府吹田市山田丘 1 番 1
号 国立大学法人大阪大学施設部企画課施設
経理掛 電話 06 - 6879 - 7116

(2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

平成 16 年 9 月 15 日（水）から平成 16 年 12
月 15 日（水）まで

大阪大学ホームページ

（ <http://www.osaka-u.ac.jp/jp/information/pfi.html> ）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画
課契約情報室ホームページ

（ <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N> ）

若しくは 3（1）にて交付する。

(3) 入札説明会の時間及び場所

平成 16 年 9 月 17 日（金）午前 10 時 00 分
から 大阪府吹田市山田丘 1 番 1 号 大阪大学
事務局会議室（4 階）

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

平成 16 年 10 月 8 日（金）から平成 16 年 10 月 13 日（水）午後 5 時 00 分まで 上記 3（1）に同じ 持参すること。

- (5) 入札書及び入札提案書類の提出期間、提出場所及び提出方法

平成 16 年 12 月 10 日（金）から平成 16 年 12 月 15 日（水）午後 5 時 00 分まで（ただし、郵送による入札書等の受領期限は、平成 16 年 12 月 14 日（火）午後 5 時 00 分） 上記 3（1）に同じ 持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

- (6) 開札の日時及び場所

平成 16 年 12 月 16 日（木）午後 3 時 00 分
〒 565-0871 大阪府吹田市山田丘 1 番 1 号
大阪大学事務局入札室（4 階）

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 免除。ただし、選定事業者は、建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から本件施設各棟の整備期間満了時までを期間として、建設工事に相当

する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、自ら国立大学法人大阪大学若しくは選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は請負者をして選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させなければならない。選定事業者は、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を国立大学法人大阪大学に提出すること。

なお、選定事業者は、自ら又は請負者をして選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合は、自らの負担により、当該保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被保険債務とする質権を国立大学法人大阪大学のために設定するものとする。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 国立大学法人大阪大学契約規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明

書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書の作成の要否 要。
- (7) 当該事業以外の業務で、当該事業に直接関連する業務に関する契約を当該事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 入札提案書のヒアリングを行う場合は、ヒアリングの日時及び場所は追って入札参加者に通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3 (1) と同じ。
- (10) 一般競争参加資格を有していない者の参加
上記 2 (3) の ア、同 ア、同 ア、及び
アに掲げる競争参加資格を有していない者も上記 3 (4) により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Miyahara Hideo, President, Osaka University
- (2) Classification of the services to be procured: 41, 42, 75, 78
- (3) Subject matter of the contract: PFI-based design, Rehabilitation, Construction and operation work of Building for Engineering Science Building of Osaka University, Suita Campus (BTO and BOT scheme)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M, 13 October 2004
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 5:00 P.M, 15 December 2004 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M, 14 December 2004)
- (6) Contact point for tender documentation : Planning Unit of Facilities Section, Osaka University, 1-1 Yamadaoka, Suita-shi,

Osaka, Japan 〒 565-0871 TEL 06-6879-7116